

平成27年度
証券ゼミナール大会

5

第1テーマ Cブロック

日本において今後必要とされる
金融リテラシーについて

10

立命館大学 証券研究会

15

20

25

目次

	序章	...p.3
5	第1章 金融リテラシーについて	...p.4
	1.1 金融リテラシーとは	
	1.1.1 わが国における金融リテラシー	
	1.1.2 OECDにおける金融リテラシー	
	1.2 金融リテラシーの必要性	
10	1.2.1 わが国において	
	1.2.2 OECDにおいて	
	1.3 まとめ	
	第2章 各主体の取り組み	...p.10
15	2.1 文部科学省	
	2.2 その他政府系機関	
	2.3 各種金融機関	
	2.4 NPO 団体	
	2.5 まとめ	
20	第3章 日本における金融教育の課題	...p.20
	3.1 金融庁の指す金融教育とは	
	3.2 金融商品についての教育方針	
	3.3 保険教育の現状	
25	3.4 保険教育の改善に向けて	
	第4章 海外における金融・保険教育の現状	...p.28
	4.1 アメリカにおける金融・保険教育の現状	
	4.1.1 金融・保険教育の動向	
30	4.1.2 金融・保険教育の内容	

	4.1.2.(1) 学校における金融・保険教育の特徴とその支援	
	4.1.2.(2) 学校における金融・保険教育の内容	
	4.1.2.(3) 社会における金融・保険教育の内容	
	4.2 イギリスにおける金融教育の現状	
5	4.2.1 金融・保険教育の動向	
	4.2.2 金融・保険教育の内容	
	4.2.2.(1) 金融・保険教育の特徴とその支援	
	4.2.2.(2) 社会における金融・保険教育の内容	
	4.3 オーストラリアにおける金融・保険教育の現状	
10	4.3.1 金融・保険教育の動向	
	4.3.2 金融・保険教育の特徴とその支援	
	4.3.2.(1) 学校における金融・保険教育の内容	
	4.3.2.(2) 社会における金融・保険教育の内容	
15	第5章 保険教育の提案	...p.39
	5.1 小学校の段階において知るべき保険の知識	
	5.2 中学校の段階において知るべき保険の知識	
	5.3 高等学校の段階において知るべき保険の知識	
	5.4 大学生・社会人（リタイアメント世代）の段階において知るべき金融	
20	の知識	
	終章	...p.44
	参考文献	...p.45
25		
30		

序章

金融庁によって発表された「金融経済教育研究会報告書」によると、近年の規制緩和等により、多種多様な金融商品の提供が可能となり、金融商品の仕組みとリスクがますます複雑化している。これに対し、金融機関等に対しては、
5 様々な規制が行われている。しかし、利用者保護の実現には、政府による規制だけでは限界がある。また、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害する。よって、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要である。

10 消費者が適切な金融リテラシーを身につけ、金融商品に対する要求水準が高まると、供給者がより良い商品を提供すると考えられる。金融分野においても、利用者の金融リテラシーが向上し、利用者の選別の目が確かなものとなってくれば、より良い金融商品が普及していくだろう。

15 第1章では、金融リテラシーの定義とその必要性について述べる。第2章では、各主体が金融リテラシー向上の推進において担うべき、果たすべき役割について述べる。第3章では、日本における金融教育の現状から、保険教育の具体例が極端に少ないことを証明する。第4章では、海外の金融・保険教育の現状と、その制度、内容について論述する。第5章では、海外で実際に行われている教育と金融リテラシー・マップを基に具体的な保険教育を、小学校・中学校・高等学校・大学生・社会人（リタイアメント世代）と段階的に提案する。

第1章 金融リテラシーについて

本章では始めに金融リテラシーの定義とその必要性について述べることによって金融リテラシーを学ぶ目的とその恩恵を明らかにする。2章ではわが国及び OECD における金融リテラシーに関する取り組みを紹介し、金融リテラシーの必要性を述べたい。

1.1 金融リテラシーとは

1.1.1 わが国における金融リテラシー

金融リテラシー (financial literacy) とは、日本証券業協会によると、
10 「金融に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断することのできる能力であり、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキル」と定義されている¹。また、金融庁金融経済教育研究会の発表によると、最低限身に付けるべき金融リテラシーは4分野「家計管理」「生活設計」「金融経済知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の
15 選択利用」「外部の知見の適切な活用」に分かれ、「金融経済知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の選択利用」が「金融取引の基本としての要素」「金融共通分野」「保険商品」「ローン・クレジット」「資産形成商品」の5つに分類され最終的に全15項目から構成されている。(表1-1参照)

1.1.2 OECD における金融リテラシー

20 OECD(Organization of economic co-operation and development、以下 OECD)は金融リテラシーに関する実務ガイドライン「金融教育と意識の向上のための原則と推奨実務において金融リテラシー」を「消費者・投資家が、
情報提供、教育および客観的な助言を通じて、金融商品、概念およびリスクに関する理解を向上させ、スキルを発達させることによって、リスクと機会につ
25 いてより深く認知するようになり、その結果、情報に基づく選択を行い、どこに行けば求めている助言を得ることができるかを知り、自分自身の資産状況を改善するために効果的に行動するようになるまでのプロセスのことである」と定めている。

¹ 「日本証券業協会 HP」を参照

表 1-1 『最低限身に付けるべき金融リテラシーの4分野・15項目』²

1. <u>家計管理</u>	項目 1:適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化
2. <u>生活設計</u>	項目 2:ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解
3. <u>金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択</u> 【金融取引の基本としての素養】	項目 3:契約にかかる基本的な姿勢の習慣化
	項目 4:情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化
	項目 5:インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解
【金融分野共通】	項目 6:金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解
	項目 7:取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解
【保険商品】	項目 8:自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）とは何かの理解
	項目 9:カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解
【ローン・クレジット】	項目 10:住宅ローンを組む際の留意点の理解 1. 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性 2. 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性
	項目 11:無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化
【資産形成商品】	項目 12:人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解
	項目 13:資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解
	項目 14:資産形成における長期運用の効果の理解
4. <u>外部の知見の適切な活用</u>	項目 15:金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

² 金融庁金融経済教育研究会「最低限身に付けるべき金融リテラシー」より筆者作成

1.2 金融リテラシーの必要性

1.2.1 わが国において

5 本項では、金融リテラシーの必要性について言及したい。近年、我々を取り巻く金融・経済環境が大幅に変化し、消費者としての個人にも自己責任が求められる機会が増えている。我々が社会生活を送るにあたり貯蓄・保険加入・資産運用など金融と関わる場面は多くある。そのため金融取引等の場においても自己責任を全うできる能力の養成が求められている。

10 政府広報によると「金融リテラシー」が重視されている背景には「資産運用における『貯蓄から投資へ』の流れや、金融消費者被害の多発など個人にとって『よりの確な金融資産運用』や金融取引における『消費者トラブル回避』への対応のため、必要な知識や情報を取得し、金融を主体的に判断できる能力を養い、『賢い消費者』として行動することが求められてきたことにある」としている³。

15 経済教育に関する研究会中間報告書は金融リテラシーを身に付ける利点を、「日常生活の様々なレベルで合理的な意思決定が可能となり、金融教育や消費者教育といったより具体的な、あるいは日常生活に即した教育の基盤を提供することが期待される⁴。また、それらを通じて得られる考え方や知識は、一人一人が生きていくうえで身に付けるべき『生きる力』の重要な構成要素となる」としている。

20 1.2.2 OECD において

OECD においてもわが国と同様に金融リテラシー向上に向けて様々な対策を打ち立ててきた。(表1-2参照)

³ 『諸外国における金融・保険教育の状況』2014年9月 p.22より一部抜粋

⁴ 「経済教育に関する研究会中間報告書」を参照

表1-2 『OECDにおける取り組み』⁴

2003年	金融教育プロジェクトが開始される
2005年	金融リテラシーに関する初めての実務ガイドライン「金融教育と意識向上のための原則と推奨実務」が理事会勧告として採択される
2006年	G8にて金融教育プロジェクトを指示する共同宣言が採択される
2008年	金融教育に関する情報共有のための国際ネットワークであるINFEが立ち上げられる
2009年	G20にて金融包摂に関する取り組みが採択され翌年金融包摂の推進に関する取り組み計画が承認される
2011年	G20で「消費者保護に関するG20ハイレベル原則」が承認される
2013年	各国の金融教育の国家戦略の進歩をとりまとめた「金融教育に対する国家戦略の推進」が公表される
2014年	若年層の金融教育に関する進歩状況をとりまとめた「若年に対する金融教育—学校の役割」が公表される

OECDは2003年に金融教育プロジェクトを開始した。その背景として、先進国において政府による社会制度が縮小し、退職後の資金を年金に頼る労働者が増加したことが挙げられる。このような背景から、消費者は自らの資金計画を立てるに加え、適切な金融商品を調達するための情報や知識を得ることが必要となった。

2005年には「金融教育と意識向上のための原則と推奨実務」の実施を促す理事会勧告を採択した。これは金融機関の役割や新たに金融教育プログラムを定めるうえで参考となる推奨実務、金融教育の進め方や定義の基本事項を定めた原則と金融活動の位置づけによって構成されており、各国が金融教育と意識向上を推進するためのガイドラインとなるものである。主な推奨実務は「金融教育における金融機関の役割」「金融教育の公的な取り組み」「退職後の貯蓄のための金融教育および金融教育プログラム」について定めている。

「金融教育における金融機関の役割」では、学校において金融教育を行う場合、出来るだけ早い段階で開始されることが望ましく、「金融教育の公的な取り組み」においては政府などによる公的な取り組みは、「国民が経済的なリスクを理解し、適切な貯蓄及び保険等によってリスクから身を守る方法を認識することの促進」を目的としており、「退職後の貯蓄のための金融教育および金融教育プログラム」の中では「消費者が金融商品・サービスの内容を十分に理解し、商品を購入するかどうかを判断するだけではなく、それぞれの商品の異

なるリスクの理解を支援」に焦点を当てている。

2008年には、「金融教育と意識向上のための原則と推奨実務を補足する形で
5 保険や個人年金、ローン等を含んだ実務指針である「保険に関するリスクの向
上と教育のための推奨実務」などの理事会勧告が採択された。さらに同年の金
融危機により、金融リテラシーの低さが金融市場、社会全体、家庭に及ぼす潜
在的なマイナスの影響が明らかになった。

このような状況を受け2012年、G20首脳会談にて各国の実質的な国際公約
となった「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が承認された。
これは金融教育に関する実務指針の大枠を定めた原則で、これまで OECD に
10 て取り扱った推奨実務や指針を補完する位置づけとなっている⁵。その原則は、
金融教育の目的を効率的に達成するために、国全体として調和のとれた戦略を
確立するとともに、「各組織の調和をはかる組織の成立を求めるものとなって
いる。これにより多くの国で金融リテラシーの改善を政策の優先課題として取
り組むようになった。

15

1.3 まとめ

金融教育促進により消費者個人のさらなる発展を目指す点はわが国及び
OECDにおいて共通しており、どちらも「消費者の生活の改善と意識の向
上」を目的として対策が講じられている。わが国における金融リテラシーの目
20 的とは単に経済や金融の知識を身に付けるのではなく、家計管理や生活設計能
力を養うなどの「生きる力」を身に付けることであり、「金融リテラシー」は
生活スキルの一環として捉えられている。

OECDにおいても金融リテラシーに関する実務ガイドライン「金融教育と意
識の向上のための原則と推奨実務」の中で金融教育の目的を「消費者・投資家
25 が、情報提供、教育および客観的な助言を通じて、金融商品、概念およびリス
クに関する理解を向上させ、スキルを発達させることによって、自分自身の資
産状況を改善するために効果的に行動するようになるまでのプロセス」と定め
ている。

⁵ 「諸外国における金融・保険教育の状況」を参照

2005年には複雑化する金融市場に対し各国が金融教育と意識向上を推進するための基本ガイドラインである「金融教育と意識向上のための原則と推奨実務」の実施を促す理事会勧告を採択、2008年には金融教育に関する情報共有のための国際ネットワークである INFЕ を立ち上げるなど、金融教育に対し

5 積極的な態度を示してきた。金融リテラシーの意義は消費者の生活をより良いものにし、金融意識を向上させることにある。

10

15

20

25

30

第2章 各主体の取り組み

本章では文部科学省や国税庁、その他政府系機関、銀行、証券会社、NPO 団体などによる金融教育の現状並びに沿革について述べる。

わが国における金融教育に関する取り組みの発端は、1940年代より推進された貯蓄増強運動あると考えられる。1990年代後半より2000年代初頭にかけての大規模な金融制度改革である金融ビッグバンを契機に本格的な金融教育が始まった。この時代には規制緩和や IT 技術の進展に伴い金融商品が多様化し消費者の選択肢は大幅に増加した。

金融ビッグバンに付随する規制緩和として外国為替及び外国貿易法の改正による個人の外貨預金の保有が可能となったことや、持ち株会社を通して銀行と証券、生命保険と損害保険の相互参入が可能となった。しかし規制緩和などの一方で山一証券や北海道拓殖銀行に代表される金融機関の破綻も増加した。

このような状況を受け、消費者も金融取引に関する自己責任が求められるようになり、金融リテラシーの向上が必要だとの政府の認識から、金融に関する教育は「金融経済教育」として重要施策の1つとして認識されると同時に、政府以外の各金融機関や NPO などでも金融教育に関する取り組みが活発化した⁶。

2.1 文部科学省

文部科学省は小・中・高等学校に対しては学習指導要領の策定、大学や一般家庭などの社会全体に対しては大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成において金融リテラシーの向上に関わっている。小・中学校の学習指導要領に関しては平成20年3月、高等学校の学習指導要領に関しては平成21年3月、大学等及び社会教育における消費者教育の指針に関しては平成23年3月にそれぞれ改定されている⁷。ここでは小・中・高等学校それぞれの学習指導要領について細かく見ていく（表2-1~3参照）。

⁶ 「諸外国における金融・保険教育の状況」 p.36を参照

⁷ 「文部科学省 HP 現行学習指導要領・生きる力 現行学習指導要領基本的な考え方」を参照

表2-1 文部科学省 小学校学習指導要領 金融教育関連 まとめ⁸

〈社会科〉
・地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにする。(第3・4学年)
〈家庭科〉
・物や金銭の大切さに気付き，計画的な使い方を考える。(第5・6学年)
・身近な物の選び方，買い方を考え，適切に購入できる。(第5・6学年)
〈道徳〉
・健康や安全に気を付け，物や金銭を大切にし，身の回りを整え，わがままをしないで，規則正しい生活をする。(第1・2学年)

表2-2 文部科学省 中学校学習指導要領 金融教育関連 まとめ⁹

〈現代社会〉
・市場経済の機能と限界，政府の役割と財政・租税，金融について理解を深めさせる。
・経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる
〈政治・経済〉
・国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限界，物価の動き，経済成長と景気変動，租税の意義と役割，金融の仕組みと働きについて理解させる。
・為替相場や国際収支の仕組み，国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ，グローバル化が進む国際経済の特質について把握させる。
〈家庭科〉
・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ，適切な意思決定に基づいて行動できるようにする。
・生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

5

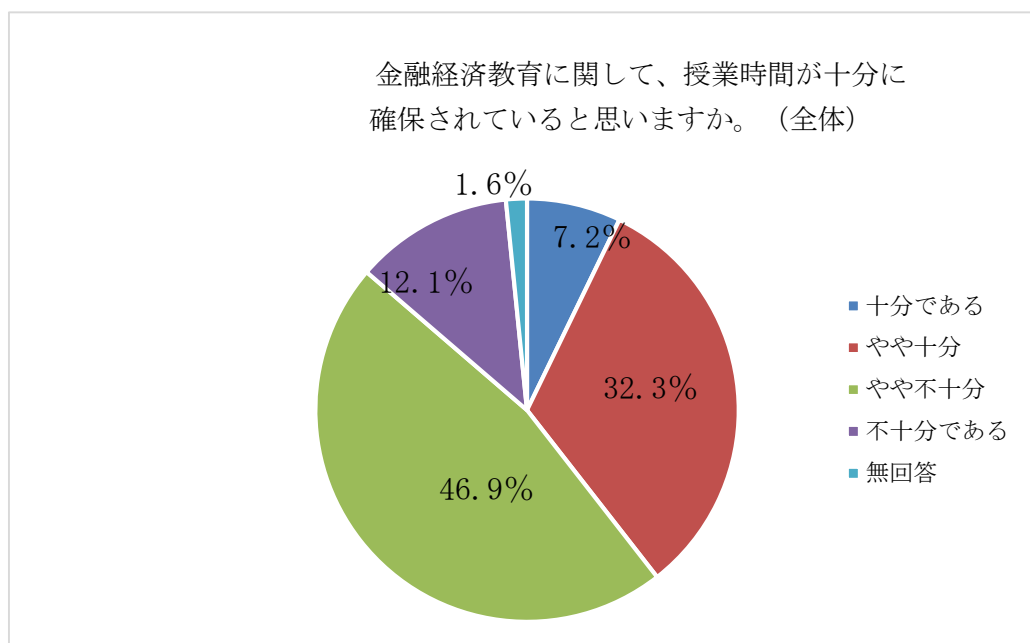
⁸文部科学省 小学校学習指導要領 金融教育関連 まとめ

⁹ 文部科学省 小学校学習指導要領 p.23,77,91 より筆者作成

表2-3 文部科学省 高等学校学習指導要領 金融教育関連 まとめ¹⁰

〈社会科、公民的分野〉
・身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる
・価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる
・現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させる
・租税の意義と役割について考えさせる
〈家庭科〉
・販売方法の特徴について知り，生活に必要な物資・サービスの適切な選択，購入及び活用ができること。
・自分や家族の消費生活に関心をもち，消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

図2-1 金融経済教育の授業時間の確保状況(1)¹¹



5

¹⁰文部科学省 高等学校学習指導要領 p.31,34,95 より筆者作成

¹¹ 1)全国の中学校の社会科、技術家庭科及び高等学校の公民科、家庭科の担当教諭が対象(3128)

2) 日本証券業協会「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」p.21より筆者作成

図2-2 金融経済教育の授業時間の確保状況(2)¹²

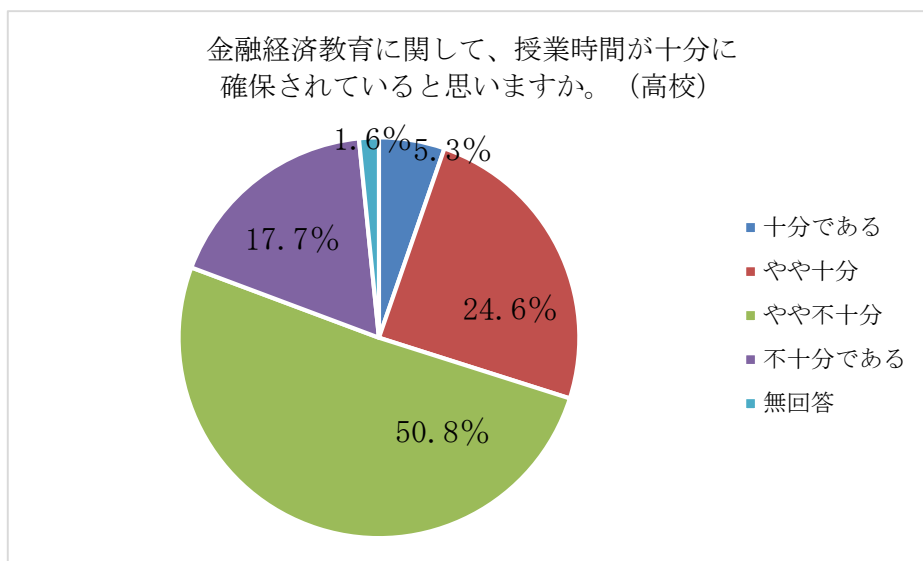
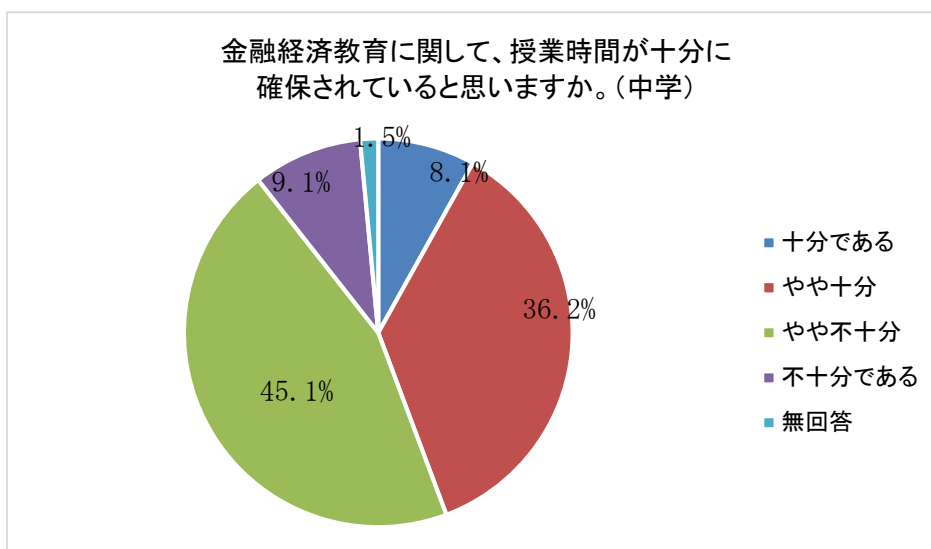


図2-3 金融経済教育の授業時間の確保状況(3)¹³



5

¹²1) 全国の中学校の社会科、技術家庭科の担当教諭が対象(2097名)

2) 日本証券業協会「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」p.21より筆者作成

¹³ 1) 全国の高等学校の公民科、家庭科の担当教諭が対象(1110名)

2) 日本証券業協会「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」p.21より筆者作成

学習指導要領の内容をしてみると小・中・高それぞれの年齢に応じた内容になっている。また、前回の学習指導要領の改定では「『生きる力』の育成」が
5 目指されており、そのことが反映された内容になっている。しかし上記の図
(図2-1~3参照)を見るとわかるように、全体的な金融経済教育の授業時間の
確保状況のデータ(図2-1)では「不十分である」と「やや不十分」の2つで約6
割を占めており、授業の時間は十分に確保されているとはいえない。

2.2 その他政府系機関

日本銀行内に事務局が置かれている金融広報中央委員会は、昭和27年に貯
10 蓄増強中央委員会として発足し、その後時代の流れとともに大きく変化した活
動の実態に即する形で、昭和63年には貯蓄広報中央委員会に、平成13年4月
には現在の金融広報中央委員会に名称変更が行われた。金融広報中央委員会は、
都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体などと協力して、中
15 立的な立場から私たちの生活に身近な金融に関する様々な広報活動や教育推進
を行っている¹⁴。

1つ目に金融リテラシー・マップの作成が挙げられる。これは「最低限身に
着けるべき金融リテラシー」を「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経
済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4
分野に分けて年齢層別に、体系的に示したものである。これとは別に「学校に
20 おける金融教育の年齢層別目標」が策定されている。大きく分類すると4つ、
細かく分類すると38の目標を設定し、これを達成していくことによって、高
校卒業までに社会の中で生きる力を身に着けることができる。(図2-4参照)
これを自治体や金融機関の行うセミナーなどで用いることによって習得すべき
金融リテラシーを明確にすることができ、効果的な金融教育及び金融リテラシ
25 ーの向上を迅速化することが可能となる。

2つ目に多様なイベントや講座が挙げられる。具体的には金融教育公開授業
が挙げられる。これは全国の学校で行われる授業で、2015年は全国22の学校
で行われている。また高校生や研究者を目指す大学生に対して小論文コンクー

14 「知るぼると HP (金融広報中央委員会) 組織の概要」を参照

ルも行われており、学生に対して主体的な金融の学習を促進している¹⁵。

5 国税庁では租税用教育教材として小・中・高等学校用及び大学生以上用としての教材を作成し租税学習の推進を行うとともに、中学生に対しては「税についての作文」、高校生に対しては「税に関する高校生の作文」を募集することで中学生・高校生に自主的な租税学習を促している¹⁶

図2-4 金融教育の4分野¹⁷



2.3 各種金融機関

10 租税特別措置法などの制定によりNISA（小額投資非課税制度）や教育、結婚・出産・育児、住宅購入資金の非課税贈与枠の新設や拡充、延長に伴い、各金融機関ではCSR活動の1つとして金融教育活動を行っている。実際に各金融機関が実施している金融教育に関する取り組みのうちいくつかを対象年齢層別にみていく。（表2-4参照）

¹⁵「金融広報中央委員会 2015年度 金融教育公開授業」を参照

¹⁶「国税庁 HP 租税教育」を参照

¹⁷ 金融広報中央委員会，金融教育プログラム学校における金融教育の年齢層別目標より著者作成

表2-4 金融機関による金融教育に関する取り組み¹⁸

小学生向け		
りそな銀行	りそなキッズマネー アカデミー	クイズでお金の役割や銀行の3大業務を勉強したり、ライフプランゲームなどを行う。
足利銀行	あしぎんキッズスクール「お金の体験学習」	子供たちに金融・経済の仕組みに対して興味を持ってもらうために、お金の大切さや使い方について学ぶ。
○中学生向け		
北國銀行	わく・ワーク体験	支店内業務体験、得意係との帯同訪問、現金整理業務などを体験する。
尼崎信用金庫	あましん「おかね寺小屋」	「金融の基礎知識やお金の大切さ」を勉強するための金融教育プログラムとして、あましん「おかね寺小屋」を開講している。
○高校生向け		
三井住友銀行	こども銀行に協力	学校に設置されているこども銀行の運営に協力している。例えば愛国学園では1948年からこども銀行を設置しており、生徒は学校内に設置されている窓口を利用して貯蓄をすることができる。三井住友銀行ではこの取り組みに協力すると同時に毎年、貯蓄に関する公演を行っている。
○大学生向け		
中国銀行	ちゅうぎん『金融知力』講座	岡山県内の全16の大学に対して「ちゅうぎん『金融知力』講座」を開講している。この講座では「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的としており、暮らしに役立つ経済知識やライフプランニング、悪徳商法に騙されないための注意点などを扱っている。
○社会人向け		
日本取引所グループ	JPX アカデミー 社会人講座	世代を問わず社会人全体に株式、ETF、REIT、デリバティブなどの金融商品についてとそれらを扱う際に必要なマクロ経済動向や最新の経済理論について解説している。

¹⁸ 各金融機関 HP より筆者作成

以上のように各金融機関とも年齢層別に金融リテラシーを高めるための様々な取り組みを行っている。これらの取り組みの特徴として(1)社会人向けのものは土・日曜日に行われているものが多い(2)各地方銀行で行われているため首都圏や大阪圏など都会に居住していなくてもセミナーに参加することが出来る(3)保険についてのセミナーであれば生命保険会社勤務の講師、税制や相続についてのセミナーであれば税理士といったように専門家を講師として招聘しているため詳しくかつ正確な情報を得ることが可能である(4)金融機関単独ではなく大学コンソーシアムなど外部の組織と連携しているものもあることなどが挙げられる。

10 特に日本取引所グループは経済の中心インフラである金融商品市場を運営する日本で代表的な組織である。銀行などとは異なり、保険や税制などではなく証券や金融を中心とした知識の普及に向けた取り組みを行い、自立した投資家を育成している。一般的な金融機関とは異なり株式投資の模擬体験を経験することもできる¹⁹。

15

2.4 NPO 団体

2.2でも見た通り学校での金融教育が完璧でない以上、NPO 団体が金融教育活動で果たすべき役割も大きいと考えられる。ここでは金融教育活動を行っている NPO 団体として金融知力普及員会と日本 FP 協会の取り組みを見ていく。

20

金融知力普及委員会は「自分とお金の関わりを考える力」、「身につけた知識を実践できる力」、「周りの人々に分かりやすく伝える力」の3つの力の普及を目指して活動している。

具体的な活動としてエコノミクス甲子園の開催が挙げられる²⁰。これは金融・経済に関するクイズ選手権であり、多くの地方大会（2014年の第9回大会では401校2268名が参加）の後、全国大会が行われるという形になってい

25

¹⁹「日本取引所グループ HP セミナー・学習 金融経済教育」を参照

²⁰「金融知力普及協会 HP 全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」 大会概要」を参照

る。全国大会の優勝チームはニューヨークへの研修旅行に招待され、この旅行を通してより一層金融・経済に関する知識を深めることができる。また、遊びながら経済学を学ぶことができる「エコノミカ」というトレーディングバトルカードの作成も挙げることができる²¹。このカードゲームでは「日本国債」や「円高・円安」など普段耳にする経済用語を繰り返し使うことで覚え、それらの経済用語の内容をバトル中でのカードの効果を通して理解することができる。このゲームを通して難しいというイメージがある経済が身近に感じることができるほか、合理的な考え方が身につく。

日本ファイナンシャル・プランナー協会はファイナンシャル・プランニングの普及推進とファイナンシャル・プランナー（以下 FP）の養成などによって、日本経済の発展並びに国民の生活の向上に貢献することを目的とした NPO 団体である。具体的には対面や電話、セミナーなどでの無料の相談活動や教材の提供や講師の派遣を通してのパーソナルファイナンス教育の普及、アフィリエイト・ファイナンシャルプランナー(AFP) とサーティファイド・ファイナンシャルプランナー(CFP)両資格の認知普及活動などが挙げられる²²。

特に FP の資格普及や認知度の向上が与えた影響は大きい。この資格取得の過程では公的保険や公的年金、生命・損害保険、債券や株式などの金融資産、税制、不動産、相続など幅広い分野についての知識を習得することができ、国民の金融リテラシーの向上に大きく貢献しているといえるだろう。

また、FP はその専門性をもって人々の金融に関するアドバイザーとしての役割も担っている。FP の資格を生かして働いている人には大きく分けて銀行や保険会社、一般企業の総務部などで働く FP と企業に所属せず活動している FP に分けられる。両者ともに税理士や弁護士社会保険労務士など外部の専門家と連携しながら総合的な専門性を活かして相談者や顧客に対してニーズに合った提案やリスク喚起などを行っている。

²¹「金融知力普及協会 HP エコノミカ エコノミカとは ねらい」を参照

²²「日本 FP 協会 HP 日本 FP 協会について 日本 FP 協会の主な活動」を参照

2.5 まとめ

総合的に見ると文部科学省が学校に対する学習指針を作成し、それ以外の様々な金融機関、その他政府系機関、NPO 団体などが学校教育では足りない部分や扱えていない範囲を扱うといったような形式である。また、一方的にセミナーなどで金融に関する知識を伝えるだけでなく、金融に関する小論文や論文を募集することや FP という資格を設けて認知度を向上させることで国民に対しての自主的な学習を促すことも行っている。

10

15

20

25

30

第3章 日本における金融教育の課題

日々の消費生活の中で私たちは様々な金融商品やサービスを扱う。社会人にとって自分の預金口座開設は必須であり、自動車や二輪車を運転する際は必ず自動車賠償責任保険に加入しなければならない。民間の保険への加入やクレジットカードの利用もほとんどの人が経験するだろう。しかし、2章で述べたように平成20年から23年にかかる文部科学省の学習指導要領改定を行ってもなお、金融教育は十分に行われていないというのが現状である。よって、金融教育を十分に行うというのが今後の課題となり、教育指針の改善案を模索する必要がある。

10

3.1 金融庁の指す金融教育とは

金融教育が不十分であるという課題の解決に向けて、主に金融庁が取り組んでいる。金融庁は、国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考えている。だが金融とはジャンルが多岐に渡る。金融庁が取り組む金融教育とは、具体的にどの分野を指すのだろうか。

15

金融庁は2012年11月に有識者・関係省庁・関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置して、今後の金融経済教育の在り方について検討を行い、2013年4月に金融経済教育研究会報告書を公表した。ここに金融庁の考える金融教育の意義が書かれており、金融教育の分野について触れている。金融経済教育の意義・目的の章を見ると、「社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、志望・疾病・火災等の辞退や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身につけることがますます重要になると考えられる」と書かれている。つまり金融庁は、家計管理・生活設計・金融商品の選択という3分野においての教育が必要であると考えていると推測される。

20

25

また、前文に続いて「このような習慣・知識・判断力をしっかり持って生活する力（生活スキルとしての金融リテラシー）の向上により、リスク・リターンをはじめとする様々な金融商品の特質を理解し、計画的な貯蓄と安定的な資産形成につながる運用を行うとともに、必要に応じて保険や借入れを適切

5 に活用できるようになると考えられる。」と書かれていることから、家計管理・生活設計に金融商品は密接に関わることがわかる。つまり、金融教育において金融商品の分野は必須であると考えられる。

また金融商品の教育は、勉強する者の生活スキルが向上するだけでなく、既存の市場にも良い影響を与える。金融経済教育研究会報告書に書かれてい

10 る、「我が国では、自動車や家電等をはじめ、商品やサービスの質が高いが、その背景には、商品・サービスの質に関する消費者の要求水準が高く、供給者がより良い商品を提供することを常に求められていることがあると考えられる。金融分野においても、利用者の金融リテラシーが向上し、利用者の選別の目が確かなものとなってくれば、より良い金融商品が普及していくことが期待

15 できる。」という文を見るとわかるように、購入者側の金融商品に対する知識が向上することによって金融商品の質も上がるという副次的な効果も期待できる。

3.2 金融商品についての教育方針

20 金融経済教育研究会報告書の中で、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」が示された。その内容を年齢層別に記されたものが2章でも触れた金融リテラシー・マップだ。金融リテラシー・マップは、金融教育者がより効果的・効率的に金融教育を推進することを可能とするための指針である。

25 「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容は、「家計管理」、「生活設計」、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択および「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれている。この中で金融商品について書かれているのは3つ目の「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」である。この分野内で金融庁が、教育が必要

30 であるとして上げている分野は、「金融取引の基本としての素養」「金融分野共

通」「保険商品」「ローン・クレジットカード」「資産形成商品」の6つである。この6つの中で、本稿においては「保険商品」の分野について考察していきたい。

5 表3-1 金融リテラシー・マップ 各段階において知るべき保険の知識²³

小学生	事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する。
中学生	リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する。事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する。
高校生	リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する。社会保険と民間保険の補完関係を理解する。
大学生	自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる。自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している。
若年社会人 一般社会人	備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる。
高齢者	高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している。

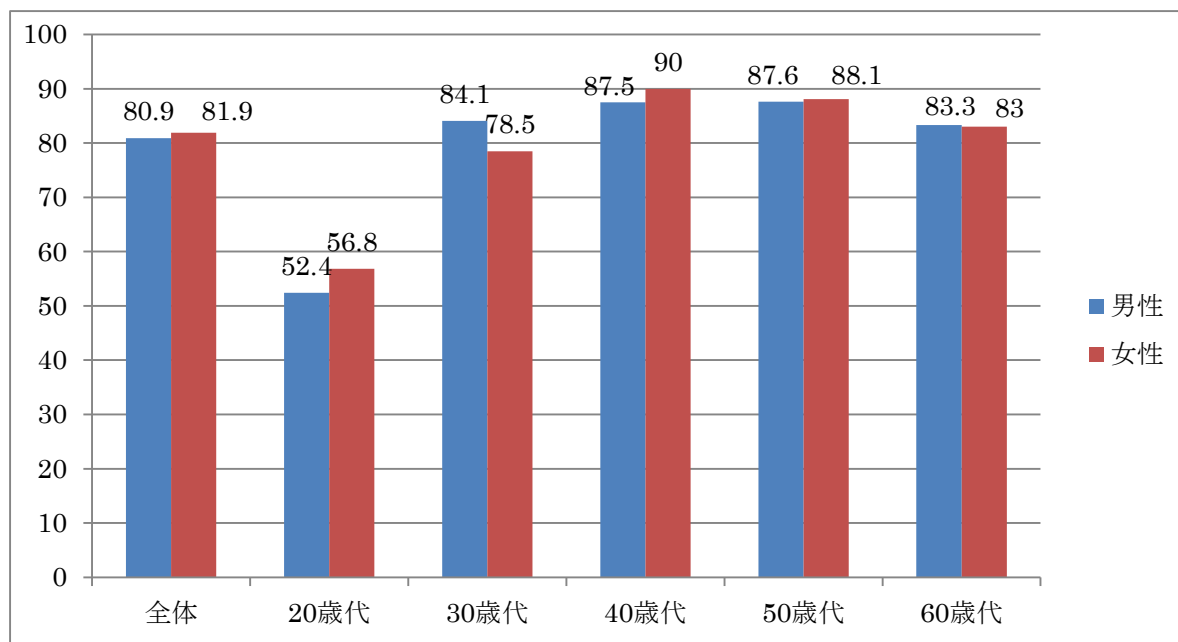
10

15

²³ 「金融経済教育研究会報告書」を参照

3.3 保険教育の現状

図3-1 日本における年代別生命保険加入率²⁴



5

生命保険は人生において住宅に次いで2番目に高い買い物だと言われている。日本は世界的に見て生命保険大国といえるほどに生命保険に関する意識は高く、大半の人が加入している。生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」

10 によると、日本国民の約8割の人が生命保険に加入している。

²⁴生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」を参照

図 3-1 搭乗者傷害保険加入率²⁵

図 3-2 対人賠償・対物賠償加入率²⁶

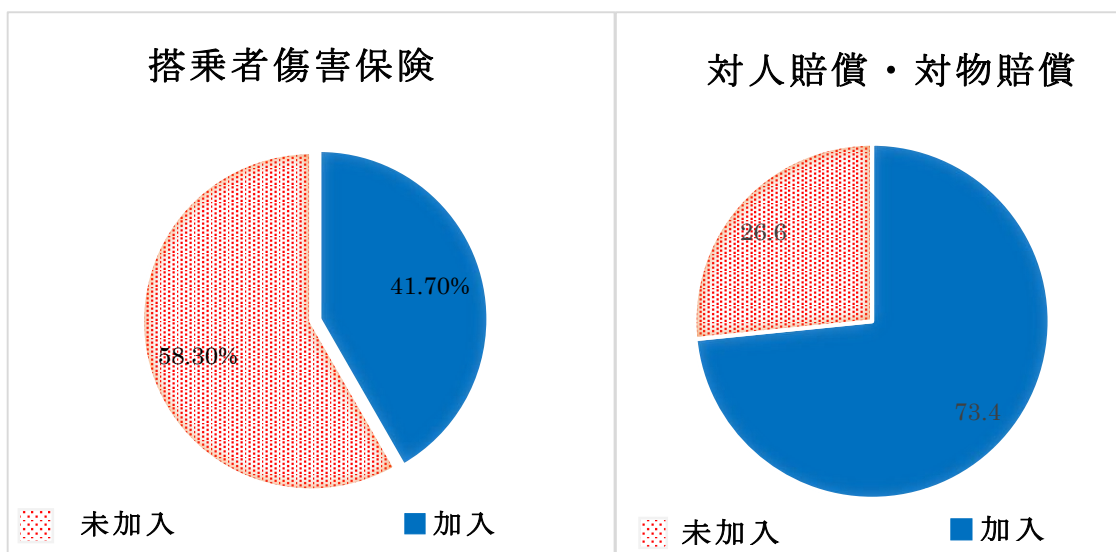
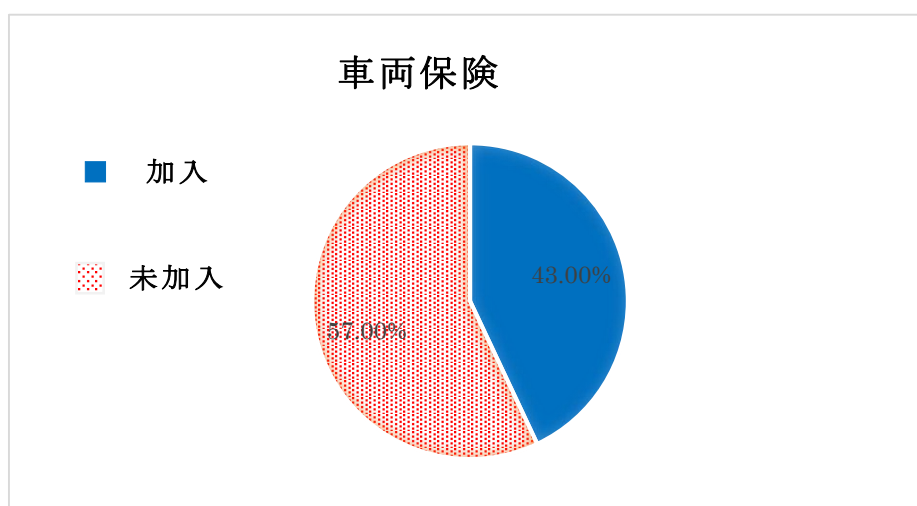


図 3-3 車両保険加入率²⁷



5

また、自動車に乗るには自賠責保険の加入が法律で定められており、任意の自動車保険は対人賠償においては運転者のうち7割以上が加入している。このように、保険商品は多くの方が購入を検討することになる。また種類も多岐

²⁵生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」を参照

²⁶生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」を参照

²⁷生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」を参照

に渡る。よって保険分野における教育は必須だと考えられる。

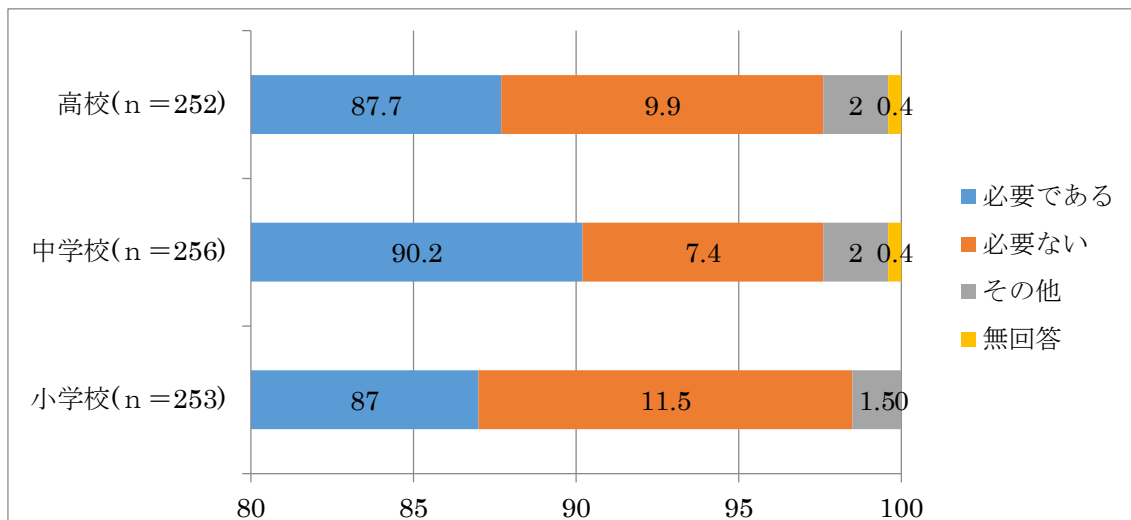
金融リテラシー・マップには、保険商品についての教育が小学校から提示されているが、そのような早い段階から必要だろうか。2004年に金融庁は「高等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」により学校現場の調査をした。この調査は、全国の小学校、中学校、高等学校を各都道府県10校ずつ、つまり全国で小中高校それぞれ470校を無作為に抽出し、各学校において、必要に応じて社会・公民科、技術・家庭科、家庭科担当教諭等関係者の意見等を集約するなどして回答してもらうものだ。

この調査では、回答を依頼した各学校におけるこれまでの金融経済教育の状況を踏まえたとき、高校生までに「保険に関する教育」を行うことについて、どのように考えるかを尋ねている。その結果によると、「必要である」と答えたのは小学校が87%、中学校が90.2%、高校が87.7%で、高校生までに「保険に関する教育」を行う必要があるという回答が9割前後の多数を占めている。この調査では、同様に「投資に関する教育」についても尋ねているが、その結果と比べると、小中高の先生は保険教育の必要性の方をより高く感じていることがわかる。

20

25

図3-4 高校生までに「保険に関する教育」を行うことについて²⁸



また別の調査は消費生活分野における金融教育において教科書の記述が不十分であると思われる分野を明らかにした。一番多かったのが「クレジット・ローン・証券」などであり、二番目に「年金制度」、三番目に「リスク管理（保険でカバーすべき事象）」であった。（表3-2参照）

表3-2 金融教育において教科書の記述が不十分であると思われる分野²⁹

	調査数	な使いな さや計画的 お金の大切 家計管理	生活設計と とのお金 働くこと	利とお金 消費者の権 と消費者保 消費者問題 としての自 消費者市民 ン、証券等 クレジット ト、ローン	パヘ保険でカ 事象） 管理 リスク管理 年金制度	年金制度	その他	特にな	無回答					
全体	1184	17.7	20.4	20.8	12.1	20.1	14.1	40.9	29.1	35	4.3	1.4	1.9	
学校別	中学校	740	19.7	23.4	20.7	12.3	22.4	14.5	40.8	24.5	33.4	3.9	1.2	1.5
	高等学校	481	13.9	15.6	22.7	11.6	15.4	13.1	39.5	37	38.7	4.8	1.9	2.7
担当	中学校 社会科	440	15.2	18	18	11.4	19.1	14.8	46.4	31.1	43.9	3.6	1.6	1.8
	中学校 技術・家庭 科	306	25.8	30.7	23.2	13.7	27.1	13.7	33	15.4	19	4.6	0.7	1

10

²⁸家森信善(2014)「わが国の中学校および高等学校における保険教育の現状について」を参照

²⁹家森信善(2014)「わが国の中学校および高等学校における保険教育の現状について」を参照

以上から、中学校高校においても教科書に保険教育について載せる必要性があるということがわかる。

しかしながら、神戸大学の論文「わが国の中学校および高等学校における保険教育の現状について」の中で、社会科や家庭科においてすら「保険」についての言及は全くないと述べられている。一方、専門学科では、「保険」についての言及がいくつか見受けられた。例えば、農業科では、「主な農産物・加工食品と農業生産資材の流通構造及び流通に必要な金融と保険について基礎的な内容を扱うこと」とされており、「保険」についての言及があった。

10 3.4 保険教育の改善に向けて

保険について教科書ではほとんど取り上げられておらず、保険についてはほぼ皆無である。一方で金融リテラシー・マップはあくまで教育指針であるため、内容は抽象的なものである。つまり具体的な保険教育例が極端に少ないというのが現状である。しかし、3.3で述べたように保険教育に対する需要があるのは明白である。よって4章では海外の保険教育について見ていき、具体的な保険教育を探る。そして5章では金融リテラシー・マップの抽象的な教育指針に合致するものをピックアップし、具体的で金融リテラシー・マップの教育指針に沿うような保険教育を提案したい。

20

25

30

第4章 海外における金融・保険教育の現状

本章では海外における金融・保険教育の現状と、その制度、内容について論述した。近年経済先進国の加盟する OECD では、2008年のサブプライムローン金融危機以降、消費者に対する金融・保険教育の重要性が改めて注目されるようになった。2012年には OECD 加盟諸国に金融教育を推進される原則が承認され、多くの国で金融・保険教育に対する感心が高まっている。これらの教育には今までに起きた様々な問題・金融危機から消費者の金融・保険リテラシーを高め賢い生き方を促進する意味合いがある。

10 4.1 アメリカにおける金融・保険教育の現状

4.1.1 金融・保険教育の動向

アメリカでは1980年代の銀行預金金利の規制緩和と共に、金融教育への取り組みが始められた。1994年に制定された金融教育法では教育方針の基本方針として「経済」に関する一定の知識を、高校を卒業した学生全員が身につけるべきと規定している。2008年以降は、サブプライムローン問題を端とした金融危機、若年層のクレジットカードの債権問題などから個人の金融リテラシーに関する関心が高まりパーソナルファイナンスに力が入れるようになってきている。パーソナルファイナンスとは個人の人生と密接に結びついた年金、貯蓄、保険といった内容であり個人や家庭がより良い生活を実現すること、ライフステージに沿った所得、資産管理によって重点が置かれている。2011年にはパーソナルファイナンスの教育への関心がより一層高まったことにより、政府の金融機関である金融リテラシー強化によってパーソナルファイナンスで教育される内容が制定され、2013年には若年層の金融リテラシーをより一層高めるために大統領直轄の金融教育を行う委員会が設置されるなど、近年になるにつれて個人、特に若年者に対する金融リテラシーの教育が重視されている。

4.1.2 金融・保険教育の内容

4.1.2.(1) 学校における金融・保険教育の特徴とその支援

アメリカの金融教育は中学校、高校、大学といった学校機関が中心となって教育を行っている。アメリカでは教育の内容を決定する権限が州政府にあるた

め、州によって教育する内容は多少異なるが、第一項で述べた連邦政府の方針により、近年ではパーソナルファイナンスが重視され教育が行われている。

一方で、保険に関する教育はパーソナルファイナンス教育の内容として含まれてはいるが、そこまで積極的に教育が行われているわけではない。アメリカの金融教育で特徴的なのは金融教育を行う中心である各種学校に対して、各種 NPO 団体が強力なサポートを行っている点にある。経済教育が重点的に指導されてきた時代は経済教育機構(Council For Economic Education 以下、CEE)が中心となって教育の支援を行っていた。

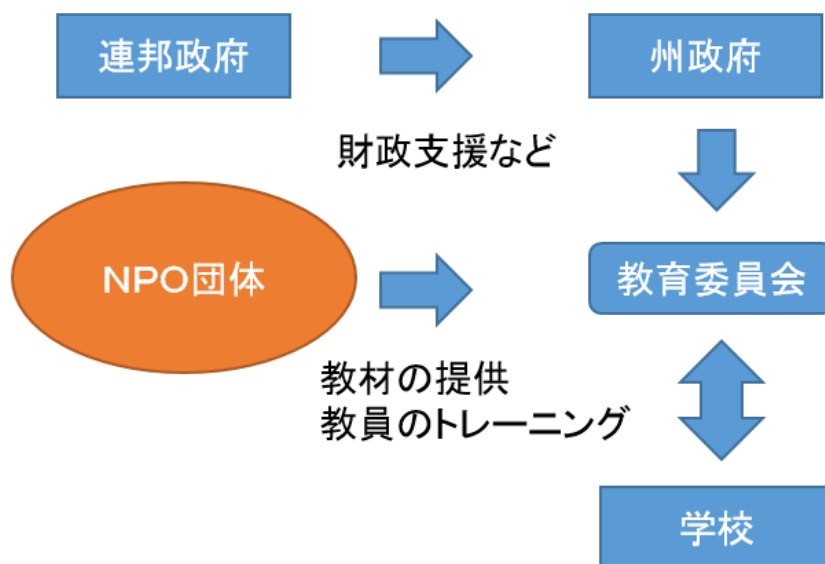
近年、パーソナルファイナンスの教育が重視されてきてからはジャンプスタート個人金融連盟 (Jump \$tart Coalition For Personal Financial Literacy、以下ジャンプスタート) が中心となって教育の支援を行っている。これらの NPO 団体の支援は学校での学生の金融リテラシーのレベルの調査といった後方支援のみに留まらず、金融・保険教育に関する教材の作成や学校教員への金融・保険教育に関するトレーニング、各教育委員会への金融・保険教育の推進への働きかけなど、直接的な支援も行っている。さらには州ごとの金融・保険教育のカリキュラムのせいといにも関わるなど教育内容との関係性も高い。(図4-1参照)

このように昔からアメリカでは連邦政府、州政府、教育委員会、学校、NPO 団体といった多くの団体が密接に協力しながら金融・保険教育を展開している。

25

30

図4-1 米国における金融・保険教育の団体間のイメージ図³⁰



5

4.1.2.(2) 学校における金融・保険教育の内容

学校での金融教育は殆どが義務教育期間中に行なわれるが、その内容は4.1.1で述べたようにパーソナルファイナンスが重視された内容となっている。アメリカの学校でのカリキュラムの制定権は各州が持っているため、教育内容は州によって異なるがパーソナルファイナンスを金融・保険教育を重視して行なっている州は2013年時点で43州にも及ぶほどである。パーソナルファイナンス教育を実施している学校では主に経済の中でその内容の指導が行なわれている。その内容も貯蓄、年金、保険、ローン、などといった消費者生活と密接に結びつく内容が網羅されており、充実している。(表4-1を参照)

15

³⁰公益財団法人 損害保険事業総合研究所研究部 『諸外国における金融・保険教育の現状』(2014年)から筆者作成

表4-1 高校3年生対象の金融・保険教育のカリキュラムの例³¹

項目	学習内容
A. お金	1.お金の定義 2.お金の特性とその機能 3.お金の未来
B. 金融及びパーソナルファイナンス	1.金融の定義 2.パーソナルファイナンスの目標と計画 3.企業および政府における金融の役割
C. 金融商品、制度、金融市場、および投資家	1.金融の定義 a.株式 b.債権 2.市場 3.銀行 4.保険 5.金融サービスについて
D. 利子及び金利	1.お金を一時的に借り入れる場合のコスト 2.金利：年率の計算
E 信用	1. 信用（ローン、クレジットカード、コマーシャルペーパー） 2. メリットと信用コスト 3. 信用と消費者
F お金の管理	1. 長期的な目標と達成するための戦略 2. 予算編成 3. 個人貯蓄と投資

4.1.2.(3) 社会における金融・保険教育

5 アメリカでは金融・保険に関する消費者に向けた全般的な教育活動は、消費者が適切な商品、サービスの選択ができるようになること、トラブル防止、消費者保護を目的として学校教育と同じように連邦政府、州政府、業界団体、個別金融機関およびNPO団体等様々な組織が取り組んでいる。

10 連邦政府や州政府等の公的機関による取り組みとしては、消費者保護庁の設置により消費者からの相談や教育の実施、ウェブサイトの提供やパンフレット等の刊行物を通じて状況を行なっている。

NPO 団体もまた同様に、消費者からの相談受付、金融・商品サービスの評

³¹公益財団法人 損害保険事業総合研究所研究部 『諸外国における金融・保険教育の現状』（2014年）p.70から筆者作成

価、比較情報や注意すべき情報の勧告を行なっている。アメリカでは若年層の金融教育に最も力がいれられているため、社会における金融・保険教育はそこまで行なわれていないようである。

5

4.2 イギリスにおける金融・保険教育の現状

4.2.1 金融・保険教育の動向

イギリスでは1990年代の後半から急速に金融・保険教育の普及、促進が図られてきた。というのも1980年代後半の第2次サッチャー政権によって行われた新自由主義政策のとき、新自由主義の政策に乗じて保険会社が指摘年金を不正に消費者に販売したことが問題となり、消費者の金融リテラシーへの関心が高まったためである。

これを機に、イギリス政府も消費者には金融・保険に関する知識が必要だと考え始め、1997年に消費者の金融リテラシーに重点をおいた金融・保険教育を行う政府機関、金融サービス機構（The Financial Services Authority、以下 FSA）が設立された。イギリスではこれ以降 FSA と政府主体による金融・保険教育が行われることになる。またイギリスの金融・保険教育は前述した経緯から主に消費者保護、消費者の金融・保険トラブルの防止を目的とした教育が中心として行われている。

4.2.2 金融・保険教育の内容

4.2.2.(1) 金融・保険教育の特徴とその支援

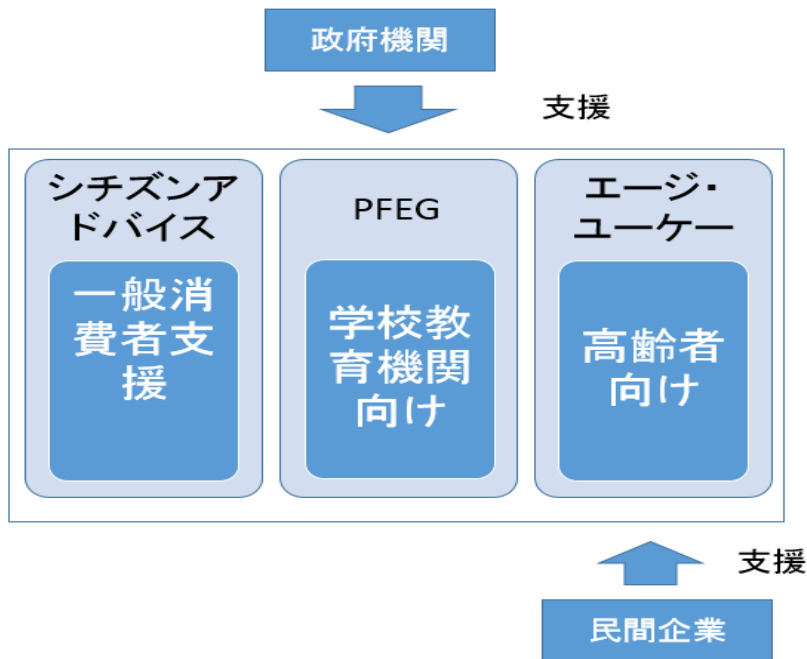
イギリスの金融教育の特徴として挙げられるのが、政府主導による教育の促進と、各種団体による教育の支援、幼少期からの充実した金融・保険教育である。まず始めに政府主導による教育であるが、4.2.1で述べたようにイギリスでは FSA と政府主導による教育が行われている。カリキュラムの制定や目標なども全て政府主導で決められ、政府による金融・保険教育必須化の法制定も行われている。このように政府主導で教育を行うことによって各自治体の学校での教育にムラを起すことなく均一な教育が行えるのである。

次に各種団体の支援であるが、イギリスでは各種団体の支援も充実している。NPO 団体のみに関わらず、各種業界団体・政府機関、といった多くの団体が学

校での金融・保険教育を推進している。(図4-2参照)最後に教育の特徴であるが、イギリスでの金融・保険教育の特徴として挙げられるのは義務教育の一番初め(6歳)といった年少期から金融教育が行われているということである。また、イギリスでは金融・保険教育の期間は非常に長くその内容も工夫されており、アニメーションやゲーム、といった幼児でも金融・保険を理解しやすい内容が組み込まれている。

このような各種団体の支援と年少の時から長い金融教育を行っていることこそがイギリスの金融・保険教育の特徴といえよう。さらに金融・保険教育にかけられる時間も非常に長く、義務教育全体を通して金融・保険教育が行われる。内容もお金の役割から貯蓄、年金、保険など非常に幅広い。(表4-2参照)(表4-3参照)

図4-2 イギリスの義務教育期間中に行われる金融教育の内容³²



15

³² シチズンドバイス、PFEG、エージュケーに関してはイギリス国内で金融・保険教育を行う NPO 団体と、その対象・役割を参照

表4-2 イギリスの義務教育期間に行われる金融教育のカルキュラム³³

教育管轄庁	教育省(Department for Education)
義務教育期間	5歳から16歳
金融・保険教育	初等・中等義務教育期間中に実施する
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お金の使い方と役割、予算の重要性と実施、リスク管理 ・金融に関する数学 ・収入と支出、与信と負債、貯蓄と年金、<u>保険</u>

表4-3 イギリスの義務教育期間中に行われる保険教育の内容と到達目標³⁴

<ul style="list-style-type: none"> ・保険に加入することでリスクから自分を経済的に守ることができることを理解する。 ・保険がなぜ重要なのかを説明することができる。 ・無保険が招く経済的感情的な結果については自らが負うことを理解する。 ・一部の保険は強制保険であり、それ以外は任意であることを理解する。 ・環境により自分と他人が必要とする保険のタイプは違うことを理解する。 ・保険が自分や他人の経済的、感情的な安定を維持する機能があることを理解する。

5

4.2.2.(2) 社会における金融・保険教育の内容

イギリスでは一般社会においても幅広い年代に向けて金融・保険教育が行われている。国家の金融・保険教育を推進している FSA はイギリス国内で、国民の金融・保険教育に対する調査の結果様々な問題があることを把握しその解決に向けて各種 NPO 団体と連携し、社会における金融・保険教育を行っている（表4-4参照）。金融・保険教育を担う機関はほとんどが NPO 団体で、金融・保険教育を実施する NPO 団体も対象別に細かく分かれ、様々な教育活動を行っている（表4-5参照）。

10

15

³³公益財団法人 損害保険事業総合研究所研究部 『諸外国における金融・保険教育の現状』（2014年）p.124から筆者作成

³⁴公益財団法人 損害保険事業総合研究所研究部 『諸外国における金融・保険教育の現状』（2014年）p.124から筆者作成

表4-4 FSA が把握した金融・保険リテラシーに関する問題点³⁵

問題とされる内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老後や失業への備えのための計画を行っていないこと ・ 金融商品の選択や金融取引に付随するリスクの理解などの判断能力にかけていること ・ 若者世代の金融理解度が上の世代と比較して低いこと ・ 潜在的に多重債務に陥る危険性があると判断された家計が多いこと

表4-5 イギリス国内で金融・保険教育を行う NPO 団体と、その対象・役割

団体名	対象・役割
PFEG	学校の金融教育現場への支援を通して、学生が社会人になるまでの金融取引を行うために必要な知識・スキルを習得させる。
マネーチャリティ	学校における生徒に対する金融・保険教育を中心に、成人や企業に対しても教育を実施している。
シチズンアドバイザー	一般消費者へのアドバイスの提供、多重債務者へのアドバイスの提供
エージェンシー	ボランティアによる高齢者に対する金融・保険教育の実施、高齢者に対する金融商品の提供

5

4.3 オーストラリアにおける金融・保険教育の現状

4.3.1 金融・保険教育の動向

現在、オーストラリアでの金融・保険教育は国家金融リテラシー戦略の元で
 10 推進されている。国家金融リテラシー戦略を策定しているのはオーストラリア
 で金融機関の規制・監督を行っているオーストラリア証券投資委員会
 (Australian Securities and Investments Commission、以下 ASIC)
 である。この国家金融リテラシー戦略では2008年に発生した世界的金融危機
 15 によって OECD 等の国際機関による金融・保険教育への関心の高まりとオー
 ストラリア国内の金融商品の多様化により、主に消費者自身の家計の健全性の
 向上、個人のおかれている環境やライフステージに応じた金融教育が行われる

³⁵公益財団法人 損害保険事業総合研究所研究部 『諸外国における金融・保険教育の現状』(2014年)p.124から筆者作成

ことを重視している。

最初に ASIC が制定した2011年の国家金融リテラシーでは上記の目的を達成するために学校カリキュラムへの金融・保険教育の組み込みや、金融・保険教育を行っている団体間の連携の強化などが重要項目としてあげられた。

- 5 2014年にはそれらの内容が達成されたとして国家金融リテラシー戦略の見直しが行われ、2014年以降は、目的はそのままに、学校での教育の促進、消費者に提供している情報の利用の向上を図ること、より対象に特化した支援を行うことなどの目標が掲げられた。

4.3.2 金融・保険教育の特徴とその支援

- 10 オーストラリアでは国家金融リテラシーを制定している ASIC が金融・保険教育の推進の中核的な役割を担っている。ASIC は金融・保険教育に関する活動を行っている他の政府機関・金融機関・非営利団体の連携を促進するためのマネースマート週間の実施を支援するなど、国家戦略の策定のみではなく、様々な活動を行っている。
- 15 ASIC の次に金融・保険教育の促進を行っているのが、金融リテラシー自治会である。金融リテラシー理事会は ASIC 等のリテラシー向上に関する助言を行う機関であり、金融リテラシー理事会は政府によって指定された官民の金融、教育など様々な機関・企業の関係者によって構成される。指定された金融リテラシー理事会のメンバーは所属する組織の代表としてではなく、各分野の専門
- 20 家の立場からの助言を行うことが義務づけられ、理事会が設置した NPO 団体を通じてマネースマート週間、金融リテラシー向上のための助成金プログラムを実施するなど金融リテラシー向上のための活動を行っている。

4.3.2.(1) 学校における金融・保険教育の内容

- 学校教育における金融・保険教育の取り組みは、国家戦略に関わる取り組み
- 25 として教育行政の中でも行われてきた。学校教育の内容は主に政府機関で制定された国家消費者・金融リテラシーフレームワークを中心として行われている。同フレームワークは学校教育における金融・保険教育で生徒が身につけるべき金融・保険リテラシーを定義したものであり、これらの内容は ASIC の強い働きかけによって10歳から経済・経営科目において、学習内容に正式に組み込ま
- 30 まれることとなった。国家消費者・金融リテラシーフレームワークでは主パー

ソナルファイナンスが重視されており、その内容も貯蓄、年金、消費までと幅広い。

しかしその一方で保険に関する内容はほとんど盛り込まれていない（表4-6参照）これらの学校での金融・保険教育に関する支援は主にASICが中心とな

5 っている。ASICは教師に金融・保険教育を指導するといった支援から教材の提供など様々な支援を行っている。また、他にもASICは学校での金融・保険教育を進めるためには関係機関間での協力関係が重要だとして、各州の教育当局、私立学校団体、公正取引委員会や州の政府機関などから代表からなるカンファレンスグループを作ることによって連携を図っている。

10 表4-6 オーストラリアの国家消費者、金融リテラシーフレームワークの概要³⁶

項目	内容
知識と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の金銭を管理するための方法を確認し、説明する。 ・時間給、給料、手数料、自営業、公的給付など人々が受ける収入に関する違いを説明できる。 ・給与明細に記載されている一般的な控除に関する用語や内容を説明する。 ・資産上の目標達成にあたり、影響しうる様々な要素を説明する。 ・クレジットへの過度の依存が将来どのように影響しうるか説明する。 ・個人、家族、一般社会における消費者および金融に関するリスクのタイプとその管理方法について説明する。
能力	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な方法やツールを利用して実生活上の金銭記録を取る。 ・金銭的な目標を達成するために、簡単家計案を計画する ・良い負債と悪い負債について、それらの管理や長期的インパクトについて協議する。 ・物やサービスの価値を比較するために必要に応じ、ITツールや比較サイトなどを利用する。
責任と事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の状況下で、消費者の選択に関わる倫理およびモラルの程度と、それに伴い自分自身、家族、社会、環境へどのような影響をもたらすかを確認し調べる。 ・消費者・金融知識およびスキルをクラスや学校行事で活用する ・金融やその他預金受け入れ機関について説明する。

³⁶公益財団法人 損害保険事業総合研究所研究部 『諸外国における金融・保険教育の現状』（2014年）p.232から筆者作成

4.3.2.(2) 社会における金融・保険教育の内容

社会における金融・保険教育は主に ASIC と金融リテラシー自治会によって行なわれている。これらの団体は他の政府機関・銀行団体・民間・地域と協力しあいマネースマート週間という金融・保険教育を実施している。

- 5 マネースマート週間とは金融・保険教育を行っている各種団体に金融・保険教育のイベント実施を促し、社会での金融・保険教育を行う機会を増やすという金融リテラシー向上週間である。マネースマート週間を実施することによって各種団体が金融教育を行いやすくし、さらにそれに対する表彰などを行なうことによって各種団体が効果的な金融教育を行うインセンティブも与えている

10 (表4-7参照)。

表4-7 マネースマート週間表彰対象取り組み例

取り組みタイトル	実施機関	概要
あなたの落ち着ける場所へ	西オーストラリア教育局 および政府職員スーパー アニュエーション理事会	西オーストラリアの公立学校の教員を対象とした、退職後に備えるための資産形成に関する教育を行う取り組み
賢く始めよう	コモンウェルス銀行基金	コモンウェルス銀行基金は若者の金融リテラシー向上に関する取り組みを実施する機関として2003年に設立された。オーストラリア全土の小中学校を対象に無償で対面講義型のプログラムを提供しており、毎年学校における5000以上の講義を通じて20万人以上の生徒に対して金融リテラシー教育プログラムを提供している。
1万人の女性	1万人の女性	1万人の女性は2009年にシドニーで設立された非営利団体であり、女性に対してライフプランニングを動機付けるための金融リテラシー向上活動を目的に活動している。

第5章 保険教育の提案

本章では、海外で実際に行われている教育と金融リテラシー・マップを基に具体的な保険教育を、小学校・中学校・高等学校・大学生・社会人（リタイアメント世代）と段階的に提案する。

- 5 日本の教育は小学校・中学校・高等学校では教育課程の基準として、学習指導要領が適用される。この学習指導要領が体现されているのが、教科書だ。現行制度では、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならない」としている。そしてこの教科書に沿って授業を進めることが日本における教育の現状である。つまり、
- 10 小学校・中学校・高等学校の金融教育改善には、教科書の内容について考えることが近道であろう。よって、小学校・中学校・高等学校においてはオーストラリアの教科書である *ECONOMICS CIVICS&CITIZENSHIP* から具体案を取り入れる手法を取る。

ECONOMICS CIVICS&CITIZENSHIP を取り上げた理由は2つある。

- 15 1つ目はパーソナルファイナンスについて述べられている部分が教科書全体の4分の1に当たる80項を占めているためである。2つ目はオーストラリアにおいて中学1年から高校1年において使用されている代表的な教科書であるためである。

- 20 一方で大学では学習指導要領の適用はされないため、課外活動の比率が高くなる。よって大学生・社会人(リタイアメント世代)では、高等学校までとは視点を変え、教科書外から教育案を提案したい。

5.1 小学校の段階において知るべき保険の知識

- 25 金融リテラシー・マップによると小学校の段階では、「事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する」ことが必要だと書かれている。つまり、保険を認知することが求められる。

- 30 *ECONOMICS CIVICS&CITIZENSHIP* では保険の認知について直接的に書かれたものはなかったが、実際に銀行などのホームページに入ってローンや携帯電話購入について試みたりするというものがあった。この手法は、こ

これまでの日本の金融経済教育の内容や方法が子供にとって現実感のないものであったのに対して、現実的・実践的であると言える。

- また、近年の小学校におけるパソコン授業の導入から、インターネットで金融を学ぶという手法を取り入れる地盤は日本では出来上がっていると考えられる。よって小学校の段階ではこの手法を保険教育に応用し、「実際に保険会社のホームページに入って、保険を認知する」ことを教科書に取り入れることを提案したい。

5.2 中学校の段階において知るべき保険の知識

- 10 中学校の段階では、「リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する。事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する」ことが求められる。つまり、認知をした上で実際にリスクと保険に向き合うことが求められる。

- 15 *ECONOMICS CIVICS & CITIZENSHIP* では、「支出と貯蓄のパターンはライフステージで変わる」ということについて考え話し合おう、というものがある。その内容は、金銭的自立のために自身の予算上何が必要であり、何が要求されるか書き出してみよう、という実践的なものとなっている。つまり簡易的なライフプランニングをするということである。

- 20 ライフプランニングとは、金銭面から生活設計をすることを指す。各個人の理想とする将来像に基づき、将来必要となるであろうし金額や起こりうる危険を推測し、必要資金をどのように調達するか（ローン・保険など）を考えて設計していく。

- これは知識・理解に留まることなく人生設計や将来像を描く機会にもつながるだろう。よって、中学校の段階においては「ライフプランニングを用いて各ライフステージで起こりうるリスクと向き合い、保険を用いてリスクの軽減を図ることについて話し合う」ことを教科書に取り入れることを提案したい。

5.3 高等学校の段階において知るべき保険の知識

高等学校の段階では、「リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解し、社会保険と民間保険の補完関係を理解する」ことが必要だと書かれている。中学校の段階では、リスクを予測することだけを求められていたが、高等学校になるとリスクを制御することも求められている。また、社会保険と民間保険の補完関係を理解する必要があるため、まずこの2つの内容を理解することが求められている。そして補完関係を理解するためには生命保険や損害保険など、個々の保険の性質にまで踏み込む必要があるだろう。

- 10 よって、高等学校の段階においては *ECONOMICS CIVICS & CITIZENSHIP* で行われている「金銭的自立のために自身の予算上何が必要であり、何が要求されるか書き出してみよう」という手法を取り入れた上で、中学校の段階で行う「ライフプランニングの考え方をを用いて各ライフステージで起こりうるリスクについて話し合い、保険を用いてリスクの軽減ができるということを知る」という提案を発展させ、「ライフプランニング表を実際に書く」ことを教科書に取り入れることを提案したい。

- 15 ライフプランニング表を実際に書くことによって、予測されるリスクを制御するための対策を立てる経験をすることができる。またその対策案として社会保険でカバーできる部分を割り出した上で私的保険を吟味することとなるため、
- 20 社会保険と民間保険の補完関係を理解することが可能になるだろう。

5.4 大学生・社会人(リタイアメント世代)の段階において知るべき保険の知識

- 25 大学生段階では、「小・中・高で培った保険知識を活用し、自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる。自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している」ことが必要だと書かれている。つまり、高等学校までに培った座学の知識を実際に活用することが求められている。特に18歳から自動車に乗ることができるため、自動車事故のリスクに対する知識
- 30 知識が取り上げられている。

また、社会人の段階では、「備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる」ことが必要だと書かれている。こちらも大学生に続いて実践力の必要性を求められているが、より具体的な将来設計と、自動車保険以外のリスク管理も求められている。このように大学生以上の段階になると、必要とされる知識がより個人のニーズに沿うようになる。よってより個別的な知識の提供が必要とされる。

3章で述べたように、イギリスでは政府主導による教育の促進と、各種団体による教育の支援が行われている。その中で、*Money Advice Service* という取り組みを行っている。*Money Advice Service* のHPを見ると、2014年3月10日から17日まで、*Learn Money* というワークショップを実施していることが分かる。*Learn Money* において、イギリスの何千人もの若者が予算、銀行業務、借金 (*budgeting, banking and borrowing*) について学んでいる。

具体的には、金融専門家が中学校や11歳から25歳までの若者のグループを訪問し、借金、学生金融と年金について教えている。その教育には、ゲーム、話し合い、クイズを用いる。このワークショップは、2014年9月からイギリスで金融教育が必修になる前に、専門家から若者が話を聞く機会を与えている。

大学生の段階では、この手法を取り入れて「政府主導の専門家によるワークショップの推進」を行うことを提案したい。

一方で社会人の段階になると、ワークショップを開こうとしても、参加を促すのは至難の業だろう。つまり場所と時間に縛られない教育方法が求められる。よって、インターネットによる知識の提供がベストだと思われる。そしてニーズに応じてワークショップの場を設けるのが良いと考える。

Money Advice Service のHPを見ると、パーソナルファイナンスについてのいろいろな情報や計画するためのツールが掲載されている。“*Life Events*”のページでは、「卒業するか大学に入る」、「家を持つ」、「赤ちゃんができる」、「失業する」、「病気になったり障害を持ったりする」、「離婚か別居する」などの人生における出来事において、お金についてどのように考えるかを提示している。“*Money Topics*”では、「貯蓄と投資」、「借金」、「負債の管理」、

「家と抵当」、「保険」、「年金と退職」について、順を追って学ぶことができるようになっている。

日本でも金融庁の HP を見ると金融商品に対する注意喚起について書かれたページは見られるが、保険教育目的のページは少ない。よって社会人の段階で
5 は、*Money Advice Service* の手法を取り入れて、「インターネットによる政府主導の保険教育を充実させる」ことを提案したい。

10

15

20

25

30

終章

日本では、平成20年から23年にかけての文部科学省の学習指導要領改定を行ってもなお、金融教育が十分に行われていないということが現状である。また、保険においては教科書ではほとんど取り上げられていない。加えて金融リテラシー・マップはあくまで教育指針であるため、内容は抽象的なものである。

5 つまり具体的な保険教育例が極端に少ない。

そこで本稿では、海外で実際に行われている保険教育と金融リテラシー・マップを基に具体的な保険教育を、小学校・中学校・高等学校・大学生・社会人(リタイアメント世代)と段階的に提案した。

10 この提案によって消費者が金融リテラシーを身につけると、金融商品に対して意思決定の幅が広がる。そして金融商品に対してよりよい選択ができるようになること、より充実した生活設計を立てることが可能になるだろう。さらに消費者の要求水準に応えるように、金融商品の質が向上し、金融業界の進展に繋がることを望む。

15

20

25

30

参考文献

家森信善(2014) 「わが国の中学校および高等学校における保険教育の現状について」

(<https://www.dropbox.com/home/2015%E8%A8%BC%E5%88%B8%E8%AB%96%E6%96%87?preview=%E7%A5%9E%E6%88%B8%E5%A4%A7%E5%AD%A6+%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%95%99%E8%82%B2.pdf>)

(公財) 損害保険事業総合研究所 (2007) 『欧米における消費者保護に向けた保険教育・情報提供および相談・苦情対応』

(公財) 損害保険事業総合研究所 (2014) 『諸外国における金融・保険教育の状況』

15 金融広報中央委員 (2008) 「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向」

(<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report2/pdf/ron081017.pdf>)

20 金融庁 (2013) 「金融経済教育研究会報告書」

(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130605/07.pdf#search='%E9%87%91%E8%9E%8D%E7%B5%8C%E6%B8%88%E6%95%99%E8%82%B2%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A')

25

栗原久 (2014) 「海外における経済教育の調査・研究 報告書」

(http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/k_report.pdf)

30 全国銀行協会 (2008) 「金融経済教育の一層の充実に向けて」

(<https://appi.jp/usagiclub/nengou.html>)

内閣府経済社会総合研究所編（2005）「経済教育に関する研究会中間報告書」

5 (<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou013/hou13a.pdf#search='%E7%B5%8C%E6%B8%88%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E4%B8%AD%E9%96%93%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8'>)

10 日本証券業協会（2008）「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」

(http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf)

足利銀行 地域への取組み

15 (<http://www.ashikagabank.co.jp/relation/edu/>)

あなたの暮らしをわかりやすく政府広報オンライン

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html>)

20 尼崎信用金庫 地域の小・中学生への金融教育プログラム

(<http://www.amashin.co.jp/guidance/csr/program.html>)

金融広報中央委員会 2015年度 金融教育公開授業

(<https://www.shiruporuto.jp/event/2015/15jugyo/pdf/chirashi.pdf>)

25

金融広報中央委員会 金融教育プログラム学校における金融教育の年齢層別目標

(<http://www.shiruporuto.jp/teach/school/mokuhyo/pdf/mokuhyo000.pdf>)

30

金融広報中央委員会 金融リテラシー・マップ

(<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf>)

金融知力普及協会 HP エコノミカ エコノミカとは ねらい

5 (<http://economica.jp/sample-page/>)

金融知力普及協会 HP 全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
大会概要

(http://econ-koshien.com/?page_id=35)

10

国税庁 HP 租税教育

(<https://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/>)

知るぼると HP (金融広報中央委員会) 組織の概要

15 (<http://www.shiruporuto.jp/about/us/gaiyo/iinkai.html>)

中国銀行 ちゅうぎん『金融知力』講座

(<https://www.chugin.co.jp/company/csr/i6/index.html>)

20 日本 FP 協会 CFP 資格 AFP 資格を取得したファイナンシャル・プランナー
に聞いた「ファイナンシャル・プランナー資格活用度」について

(http://www.jafp.or.jp/about_jafp/katsudou/news/news_2013/files/newsrelease20131203.pdf)

25 日本 FP 協会 HP 日本 FP 協会について 日本 FP 協会の主な活動

(https://www.jafp.or.jp/about_jafp/katsudou/index/)

日本 FP 協会 日本 FP 協会について 日本 FP 協会の主な活動

(https://www.jafp.or.jp/about_jafp/katsudou/index/)

30

日本 FP 協会 パーソナルファイナンス教育について パーソナルファイナンス教育の普及に向けた協会活動のご案内

(https://www.jafp.or.jp/personal_finance/about/katsudou/)

5 日本証券業協会 HP

(<http://www.jsda.or.jp/manabu/word/word73.html>)

日本取引所グループ HP セミナー・学習 金融経済教育

(<http://www.jpx.co.jp/corporate/csr-activities/education/>)

10

北國銀行 森本・高尾・泉支店の取組み 中学生の「わく・ワーク体験」受け入れ

(<http://www.hokkokubank.co.jp/company/csr/news/2008/0827.html>)

15

三井住友銀行 企業の社会的責任 (CSR) 金融経済教育への取り組み

(<http://www.smbc.co.jp/aboutus/responsibility/community/contribution/support/education.html>)

20 文部科学省 HP

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/)

文部科学省 HP 「現行学習指導要領・生きる力 現行学習指導要領基本的な考え方」

25 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/)

文部科学省 小学校学習指導要領

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356250_1.pdf)

30

文部科学省 中学校学習指導要領

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356251_1.pdf)

5 文部科学省 高等学校学習指導要領

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304427_002.pdf)

りそな銀行 りそなキッズアカデミー 夏キッズ

10 (<http://www.resona-gr.co.jp/academy/about/seminar.html>)